

～法人事業税・法人住民税の申告を行う法人さまへ～

第6号様式(確定申告書)作成時は特に以下の点にご注意ください。

第6号様式(確定申告書)

○均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」

【第6号様式最上段部分(抜粋)】

資本金の額(又は出資金の額)

資本金の額及び資本準備金の合算額
(期末のB/Sから転記してください。)

期末現在の資本金の額 (解散日現在の額)	(兆)	(十億)	(百万)	(千)	(円)	事業種目					
				A		資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等				
期末現在の資本金の額及び 資本剰余金の額の合算額 (解散日現在の額)	(兆)	(十億)	(百万)	(千)	(円)	期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	(兆)	(十億)	(百万)	(千)	(円)
				B		期末現在の 資本金等の額	(兆)	(十億)	(百万)	(千)	(円)
法人区分	イに掲げる法人										
							C				
							D				

【注意点】次のA～E欄を全て記載してください。

(出資金を有する法人はA・B・D・Eを記載してください。)

払込資本の額

【注意点】

CとDを比較して大きい額が
均等割の税率区分の基準となります。

(出資金を有する法人はAとDを比較してください。)

E欄の額に、地方税法第23条1項第4号の2に
規定する加減算(無償増減資による加減算)を
行った金額

【第6号様式最下段部分(抜粋)】

還付請求	中間納付額 ㉓	(兆)	(十億)	(百万)	(千)	(円)
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	金融機関名 支店名 預金種目	口座番号				
法人税の期末現在の資本金等の額	(兆)	(十億)	(百万)	(千)	(円)	
法人税の当期の確定税額				E		

法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額
(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額)

法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に
記載したところに準じます。